

第3期徳島市地域福祉計画 概要版

令和4年3月
徳島市

計画策定の趣旨

本市では、平成29年6月に「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、第2期徳島市地域福祉計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定し、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」の推進を図るとともに、地域福祉課題の解決に向けた取組を進めてきました。

この度、第2期計画の計画期間が令和3年度末で終了することから、令和2年度及び令和3年度の2カ年度において、こうした近年の社会情勢の変化や計画策定以降の制度改正を踏まえ、新たな地域課題に的確に対応するため、今後における地域福祉の方向性等を定めた「第3期徳島市地域福祉計画」を策定することとしました。

計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢や制度改正等、状況が変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくり指針である「徳島市総合計画2021－水都とくしま「新創造」プラン－」を上位計画として位置付け、総合計画の基本構想に基づいた福祉分野における計画です。また、福祉分野における関連計画を総合的かつ横断的につなぐ計画として、各計画による施策・事業をより効果的に展開していく仕組みをつくることを目的としています。

なお、本計画は、成年後見の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）に基づき策定する「徳島市成年後見制度利用促進計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）に基づき策定する「徳島市再犯防止推進計画」を包含するものです。

基本理念

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、将来にわたり安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すため、地域福祉推進にあたっての基本理念を次のとおり掲げます。

**住み慣れた地域で共に支え合い、
誰もが自分らしく安心して暮らせる
まちの実現**

計画の体系

基本理念

住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが
自分らしく安心して暮らせるまちの実現

基本目標

基本施策

基本目標 1

支え合いの意識を持った地域づくり

- (1) 人と地域のきずなづくりの強化
- (2) 地域ぐるみの支え合い活動の推進
- (3) 地域における交流機会の充実

基本目標 2

包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

- (4) 包括的な相談支援体制の構築
- (5) 成年後見制度の普及と利用促進
- (6) 情報提供手段の充実
- (7) 福祉サービス提供基盤の確保と質の向上
- (8) 民生委員・児童委員の活動促進への支援
- (9) 生活困窮者の自立支援の充実
- (10) 自殺予防への対応
- (11) 社会福祉法人等による公益的活動の促進

基本目標 3

地域福祉の担い手づくり

- (12) 福祉教育と生涯学習の推進
- (13) 人権や地域福祉に関する意識の醸成
- (14) 福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援
- (15) ボランティア・NPO等の活動の活性化
- (16) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

基本目標 4

安全で安心して暮らせる環境づくり

- (17) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備
- (18) すべての人にやさしい地域づくり
- (19) 要支援者を地域で支える体制づくり
- (20) 健康づくり・生きがい活動等の促進
- (21) 再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進

基本目標 1 支え合いの意識を持った地域づくり

住み慣れた地域で共に支え合うまちづくりを実現するためには、性別や年齢などに関わらず、お互いを認め合い、支え合い、助け合うことや、人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、地域福祉活動に参加することが大切です。

地域づくりの基礎となる相互理解・共生の意識醸成に取り組むとともに、地域への関心を高め、愛着を育む地域福祉活動の促進や、福祉について学ぶ機会や多くの人との交流の場づくりを推進します。

〈施策の評価指標〉

項目	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
町内会などの地域活動やボランティアなどの市民活動が盛んであると感じる市民の割合	39.6%	46%

1 人と地域のきずなづくりの強化

自治会・町内会への加入促進を行うとともに、地域への興味・愛着を高められるよう、交流機会を創出する地域でのイベント等の活動支援に取り組みます。

また、社会参加が不得意な人のつながりづくりや、つながりを絶やささないような仕組みづくりを検討します。

〈みんなでやってみましょう!〉

- ◇地域の人と日常的な関わりを持ち、声かけ、あいさつをしましょう。
- ◇地域の自治会活動や行事に積極的に参加し、できるだけ多くの人と顔見知りになりましょう。
- ◇自治会活動に参加しやすい雰囲気づくりを進め、ひとりでも多くの人が自治会に加入する地域社会づくりを進めましょう。
- ◇地域の連帯感を増やすため、地域行事の際は積極的に参加を促しましょう。

〈主な取組・事業一覧〉

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	社会福祉大会の開催支援	健康福祉政策課
2	地域コミュニティ活動・運営の支援	市民協働課
3	緑化推進事業	公園緑地課

2 地域ぐるみの支え合い活動の推進

支援してほしい人と支援できる人をつなげるため、住民相互の支え合いのしくみの構築や担い手の育成・確保に努め、さらなる互助活動の活性化および充実を図ります。

また、単身高齢者はもとより、病気・障害、ひきこもり、社会的孤立などの新たな課題に対応するため、見守り体制のネットワークや社会福祉法人や民間事業者との連携など、様々な機関を活用した見守りの仕組みづくりについて検討を進めます。

〈みんなでやってみましょう!〉

- ◇困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。
- ◇隣近所でコミュニケーションの充実を図り、相互扶助精神を育みましょう。
- ◇互いに助け合うことや見守りなどの必要性について理解を深め、地域福祉活動に積極的に参加しましょう。
- ◇日頃から見守りや支援が必要と思われる人のことを気にかけて、声かけ、あいさつをしましょう。
- ◇住民同士の支え合いの力を育むことを意識し、地域の交流の場や機会を積極的につくるよう努めましょう。

〈主な取組・事業一覧〉

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	認知症サポーター活動促進事業	健康長寿課
2	障害者見守りネットワーク事業	障害福祉課、健康長寿課

3 地域における交流機会の充実

住民同士が身近な場で交流し、顔のみえるつながりが広げられるよう、多様な集いの場の提供や、住民の主体的な交流活動の支援を行います。

また、世代や障害の有無を超えた交流機会を設けるとともに、同じ目的や立場の人が集い、話し合うことのできる場と機会を提供することで、地域住民の交流を促進し、地域のつながりを構築します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の交流の機会が限られるなど、交流方法について見直しを迫られており、新たな生活様式を踏まえつつ、地域とのつながりを保つための方策について検討します。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇地域の行事に参加し、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。
- ◇回覧などの連絡はできるだけ手渡しとし、顔を合わせる機会を増やしましょう。
- ◇近隣の人や友人と誘いあって交流の場に参加しましょう。
- ◇コミュニティセンターや集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
- ◇地域での行事や活動などを通して、様々な人と知り合う機会や世代間交流ができるきっかけづくりに取り組みましょう。
- ◇新しい生活様式に沿った新しい交流の在り方を模索し、実践しましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	未就園児園開放事業	学校教育課
2	青少年行事(水都っ子探検隊)	社会教育課
3	地域住民交流促進事業	社会教育課
4	市民参加交流事業	文化スポーツ振興課
5	スポーツふれあい普及推進事業	文化スポーツ振興課
6	コミュニティセンターの整備	市民協働課

基本目標 2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

一人ひとりが状況に応じた必要な支援を受け、適切なサービスを選択し、利用することができるよう、行政などの公的な福祉サービスの提供基盤の確保や自立を支えるための仕組みづくりを推進します。また、住民と行政、関係機関などと包括的に連携協力を行い、相談窓口の充実や重層的な支援体制の構築に努めます。

認知症や単独世帯の高齢者等の増加により権利擁護支援の必要性が高まる中、成年後見制度が地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、制度の周知啓発の拡充や相談窓口の明確化、地域での見守りや相談・支援機関のネットワーク体制を構築し、権利擁護の必要な人の特性に応じた適切な支援体制づくりを進めます。

〈施策の評価指標〉

項目	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
成年後見制度を知っている人の割合	40.5%	50%
権利擁護・虐待・支援困難事例相談件数	5,910件	6,030件

4 包括的な相談支援体制の構築

地域の関係団体や専門機関等と連携し、市民の抱える課題が深刻化する前に相談や支援につなげるため、市民の身近な地域における包括的な相談支援体制を構築します。

また、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進します。

〈みんなでやってみましょう！〉

- ◇悩みや不安があれば、家族や個人だけで抱えこまず、問題が重症化する前に身近な人や専門機関に相談しましょう。
- ◇徳島市地域包括支援センター等の地域福祉の相談機関を積極的に活用しましょう。
- ◇日頃から地域で声をかけあい、困っている人を孤立させないようにしましょう。
- ◇地域で困りごとを抱える人を把握し、適切な相談先へつなげましょう。
- ◇地域で同じ悩みや問題を抱えている人や世帯とつながりネットワークをつくりましょう。

〈主な取組・事業一覧〉

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	子育て世代包括支援センター事業	子ども健康課
2	地域子育て支援拠点事業	子ども政策課等
3	いじめ問題等対策事業	青少年育成補導センター
4	不登校問題等適応指導推進事業	教育研究所
5	地域包括支援センターの運営	健康長寿課
6	障害福祉の相談支援事業	障害福祉課
7	女と男(ひととひと)生き方相談事業	男女共同参画センター

5

成年後見制度の普及と利用促進(徳島市成年後見制度利用促進計画)

誰もが成年後見制度を正しく理解し、支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう広報紙やホームページ、SNS等の多様な広報媒体を活用した幅広い情報発信を行います。

また、徳島市成年後見支援センターをはじめとした市内各所の相談窓口の周知や相談支援体制の強化、地域連携ネットワークの整備を図り、権利擁護支援及び成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇成年後見制度や権利擁護について、知識や理解を深めましょう。
- ◇家族や身近な人からの虐待や消費者被害にあった時は、警察や身近な相談機関に相談しましょう。
- ◇お金の管理や日常生活に不安がある時は、身近な相談機関に相談しましょう。
- ◇地域の気になる世帯や支援が必要な人に日常的な声掛けを行い、必要を感じたら相談窓口を紹介しましょう。
- ◇見守り活動による問題の早期発見や相談機関への連絡体制を築きましょう。
- ◇権利擁護が必要な人たちを地域で見守っていく体制づくりに努めましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	地域連携ネットワーク体制整備	健康福祉政策課
2	高齢者の権利擁護	健康長寿課
3	障害者等の権利擁護	障害福祉課

6

情報提供手段の充実

福祉サービスを必要とする市民に対して、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合を軽減し、情報伝達の手法に配慮した情報提供手段を充実させます。

また、高齢者や障害のある人などにも配慮して情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供に努めます。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇市の広報紙やホームページ、地域での回覧板などに日頃から目を通すなど、自分で情報を得る手段を持つように心がけましょう。
- ◇自分が役立つ情報は、積極的に周囲の人と共有しましょう。
- ◇高齢者や障害のある人など、情報が伝わりにくい人が近隣にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど手助けしましょう。
- ◇支援を必要としている人に福祉サービスの情報を提供し、適切な相談機関へつなぎましょう。
- ◇市や関係機関、団体等から出される情報を地域で共有し、情報を必要としている人に提供しましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	消費者啓発事業	市民生活課
2	点字版・音声版広報紙発行	広報広聴課

7 福祉サービス提供基盤の確保と質の向上

高齢者福祉、介護保険、障害福祉、子育て支援等の各サービスについては、それぞれ個別の計画において推進されていますが、サービス利用者の状況把握を行うとともに、福祉サービスを必要とする高齢者や障害のある人、子育て家庭のニーズなどに対応した適正でより良いサービスの提供に取り組めます。

また、サービスの利用について利用者が不利益を受けないようサービス事業者と連携しながら福祉サービスの質の向上に努めます。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
- ◇行政や福祉サービス事業者に対し、要望等があれば積極的に伝えましょう。
- ◇支援を必要とする人がいる際には、民生委員・児童委員や関係機関につなげ、必要なサービスの利用に結びつけましょう。
- ◇福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報を共有しましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	市立教育・保育施設の再編計画の推進	子ども政策課
2	とくしま在宅育児応援クーポン事業	子育て支援課
3	介護給付の適正化事業	高齢介護課

8 民生委員・児童委員の活動促進への支援

地域での見守り対象者や要支援者数の増加が見込まれる中、民生委員・児童委員は活動の中で、「住民が自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする人に相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助」を行っていますが、その活動が円滑にできるよう活動の周知や理解促進、関係機関との連携体制を強化するとともに、人材の発掘・育成に努めます。

また、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を行えるよう市や社協が協働し、活動内容の整理及び明確化や活動費の助成、研修等の支援を行います。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇自分の住んでいる地区の民生委員・児童委員を知りましょう。
- ◇民生委員・児童委員等の役割を理解し、その活動に積極的に協力しましょう。
- ◇民生委員・児童委員となる人材を発掘・育成しましょう。
- ◇民生委員・児童委員等と連携を図り、その活動への協力を努めましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	民生委員・児童委員研修事業	健康福祉政策課

9 生活困窮者の自立支援の充実

経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供など、地域や関係各課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇生活困窮に至る前に各種機関に相談するとともに、生活に困窮したら友人や近所の人などに伝えられるような関係づくりに努めましょう。
- ◇生活困窮者を発見した場合は、民生委員・児童委員や自治会、徳島市社会福祉協議会に連絡・相談しましょう。
- ◇地域の人同士で気づき合える「顔の見える関係」を作り、地域で孤立しがちな人に気を配りましょう。
- ◇行政や専門機関とともに、地域で支えるための取組を検討しましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	被保護者健康管理指導・支援事業	生活福祉課
2	被保護者就労支援事業	生活福祉課
3	生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉課

10 自殺予防への対応

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、徳島市自殺対策計画に基づき、「市民への啓発と周知」「生きることの促進につながる支援」「関係団体等とのネットワークの強化」「世代の特徴に応じた支援の充実」「生活困窮者への支援」など自殺対策の更なる推進を図ります。

また、家庭や学校、職場、地域においては、自殺を考えている人のサインに気づき、自殺を未然に防ぐ役割を担えるよう、自殺予防に関する啓発や見守り等の充実を図ります。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇心や体の不調に気づいたら、早めに専門機関に相談しましょう。
- ◇こころの健康に関心を持ち、自殺予防に対する知識や理解を深めましょう。
- ◇身近な人の様子の変化に気づき、相談機関につなげましょう。
- ◇孤独・孤立に陥らないよう、声かけや居場所づくりなど支援しましょう。
- ◇本人の気持ちを尊重し、寄り添い、傾聴しながら、早めに専門機関に相談するように促しましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	こころの健康相談	健康長寿課
2	青少年相談	青少年育成補導センター

11 社会福祉法人等による公益的活動の促進

社会福祉法人や福祉サービス事業者、NPO法人等による多様な取組が地域共生社会の実現につながっていることを市民はじめ地域社会全体で再認識され、地域や市、社協等とのつながりを強化し、地域の福祉ニーズに対応した公益的活動が更に促進されるよう、必要な支援を行います。

また、良質で適切な公益的活動によるサービスの提供のため、社会福祉法人等に対する相談や指導監査を行い、市民が安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇社会福祉法人の役割を理解しましょう。
- ◇同じ地域の社会福祉法人が集まり、学びの機会や情報共有を行いましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	社会福祉法人の指導監査	健康福祉政策課

基本目標 3 地域福祉の担い手づくり

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。

一人ひとりの多様な活躍の機会と役割を担うための支援を行うとともに、地域福祉活動や生涯学習活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなどの活動に関わる人材の確保・育成を図ります。

〈施策の評価指標〉

項目	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
民生委員・児童委員の充足率	99.4%	100%

12 福祉教育と生涯学習の推進

市民が多様性を認めあいながら共に生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉教育の充実を図ります。

また、市民の生涯学習における学習ニーズを把握しながら、多様なプログラムの提供や周知を図るとともに、市民それぞれのライフステージに応じた生涯学習等の機会を提供します。

〈みんなでやってみましょう！〉

- ◇子どもの頃から福祉やボランティア活動に親しむ機会を増やしましょう。
- ◇家庭で地域福祉について話し合う機会を持ちましょう。
- ◇福祉学習や体験の機会、生涯学習の場に積極的に参加しましょう。
- ◇福祉講座やイベント等を開催し、福祉教育を進めましょう。
- ◇地域福祉の担い手としての養成講座や研修に参加してみましょう。
- ◇気軽に参加できる福祉学習の機会をつくりましょう。

〈主な取組・事業一覧〉

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	人権教育推進事業	学校教育課
2	学習機会の提供支援事業	社会教育課
3	図書館事業	社会教育課

13 人権や地域福祉に関する意識の醸成

地域共生社会の実現に向けて、多様性に対する偏見や差別意識の解消、社会的弱者への虐待防止、認知症への理解など、人権擁護や福祉に関する意識啓発について、学校等と連携し、関心のある人だけでなく、普段意識をしていない人に向けても行い、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりを推進します。

〈みんなでやってみましょう！〉

- ◇互いの個性や価値観の違いを認め合いましょう。
- ◇福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。
- ◇福祉にふれる多様な体験機会を設け、地域福祉の意識を高めましょう。
- ◇地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。

〈主な取組・事業一覧〉

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	障害者福祉等啓発事業	障害福祉課
2	人権啓発・研修活動の推進	人権推進課
3	人権啓発リーダー等の育成	人権推進課

14 福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援

地域福祉活動に意欲・関心を持ちながらも実践に結びついていない、潜在的な人材の発掘や地域福祉活動への参加促進に取り組み、活動の継続・定着化を図ります。

また、指導的役割を担うことのできる人材の養成に努めるとともに、活躍の場の創出を図ります。

また、若者や移住者が地域福祉の担い手として活躍できるよう、地域福祉活動に参加しやすい環境づくりや交流の場の充実を図ります。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇福祉サービスの受け手であると同時に担い手であることを意識しましょう。
- ◇自分の持っている能力や技術を地域社会に生かせるように心がけましょう。
- ◇町内会や自治会等のコミュニティ団体の役員を引き受けることや、行事の準備を手伝う等、積極的に関わりましょう。
- ◇子どもの頃から地域福祉活動に親しみを持てる機会を提供しましょう。
- ◇地域のお祭りや行事の参加を促し、地域の担い手を発掘・育成しましょう。
- ◇地域の福祉リーダーに負担が偏らないよう、サポートする人材の育成や役割体制を整備しましょう。
- ◇若年層や在住外国人など幅広い市民が参加しやすい活動に取り組みましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	特別支援教育研修事業	教育研究所
2	福祉ボランティア等の育成と活動支援	健康福祉政策課
3	子ども防火・防災啓発推進	消防局

15 ボランティア・NPO等の活動の活性化

ボランティアやNPO等の活動の活性化を図るため、活動に関する情報の周知や、参加意欲のある人に対するコーディネートや活動支援を行います。

また、高齢者が培ってきた知識や技術をはじめとした、その人が得意なことを地域に還元できるよう、生涯学習や世代間交流の場等、様々な機会の創出を図るとともに、ボランティアやNPO等の活動の参加者の高齢化が進む現状を改善するために、若年層や壮年層に向けた啓発などにも注力します。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇地域にどのような活動があるのかを知るようにしましょう。
- ◇ゴミ拾いや地域行事の手伝い等、自分のできる活動から取り組みましょう。
- ◇自分の持つ知識や技能を生かして活動に参加しましょう。
- ◇自治会の未加入世帯への加入やボランティアへの参加を呼びかけましょう。
- ◇ボランティア活動などへ参加するきっかけづくりや啓発を、積極的に行いましょう。
- ◇ボランティアやNPO等は、活動の広報周知に努めましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	地域づくり活動団体等支援	市民協働課
2	協働事業の実施	市民協働課
3	協働による新たなまちづくり事業	市民協働課

自治会、社会福祉協議会を始め、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO等の地域福祉を推進する各種団体や地域住民が参加し、地域における課題を自ら解決するためのシステムづくりを支援します。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇地域福祉活動団体の活動に関心を持ち、理解を深めましょう。
- ◇活動内容をホームページやSNSなどを活用して積極的に発信し、市民の地域福祉に対する関心を喚起しましょう。
- ◇地域福祉活動に貢献する企業や事業者を積極的に利用しましょう。
- ◇各種団体間の交流機会、意見交換の場を設けましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	新たな地域自治協働システムの構築	市民協働課

基本目標 4 安全で安心して暮らせる環境づくり

誰もが安全で安心して暮らせる環境をつくるためには、移動手段、施設や道路環境、バリアフリー化などのハード面での整備だけではなく、災害や急病などの緊急時には地域の中で連携の取れた対応が必要です。

支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、支援を必要とする人の情報の把握や地域での見守り活動、災害時の避難支援及び避難所における支援体制活動等の体制づくりを推進します。また、地域の防犯対策や再犯防止対策等のセーフティネットの整備に努めます。

〈施策の評価指標〉

項目	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
要支援者情報の提供に関する同意者数	1,532人	3,990人
避難行動要支援者の個別計画策定者数	1,376人	2,850人

17 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

誰もが安心して外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や、道路や各種施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、情報のバリアフリーとして、情報を得ることが困難な人に対しても、それぞれの特性を踏まえた情報提供を展開します。

また、交通事業者や関連機関との連携のもと、持続可能な地域公共交通を推進します。

〈みんなでやってみましょう!〉

- ◇ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。
- ◇自分の気持ちを伝えることが困難な人や、困っている人に積極的に手助けをしましょう。
- ◇障害のある人などの専用トイレや駐車スペースが設置されている主旨を理解し、マナーを守りましょう。
- ◇施設や道路で、危険や不便さを感じたら行政に相談しましょう。
- ◇普段から地域で、お互い気軽に移動の手助けを頼める関係を築きましょう。
- ◇地域の交通弱者の掘り起こしを行い、行政に相談しましょう。

〈主な取組・事業一覧〉

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	無電柱化事業	道路建設課
2	道路愛護運動事業	道路維持課
3	地域公共交通の活性化	地域交通課
4	ふれあい収集事業	環境政策課

18 すべての人にやさしい地域づくり

市民一人ひとりが、「思いやり」や「いたわり」の気持ちといった「心のバリアフリー」を醸成し、地域福祉の推進を図ります。

また、国籍や文化の違う人同士が共に安心して暮らすことができるよう、市民に対する多文化共生の意識啓発や異文化に対する理解の向上や、在住外国人に対する生活課題を解決できる相談支援の充実を図ります。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇子どもや高齢者、障害のある人に、歩道の横断や階段の移動時など、ちょっとした手助けを積極的に行いましょう。
- ◇性別や年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、お互いを思いやり尊重するように努めましょう。
- ◇異文化理解を深め、積極的に在住外国人と交流しましょう。
- ◇地域内での支え合い、助け合いの必要性について啓発に努めましょう。
- ◇国籍や文化の違う人が地域福祉活動に参加しやすい環境を作りましょう。
- ◇在住外国人が地域において相談しやすい体制づくりを推進しましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	国際理解推進事業	教育研究所
2	地域生活支援拠点等整備事業	障害福祉課
3	在住外国人相談支援事業	総務課

19 要支援者を地域で支える体制づくり

日頃の見守りや支え合い活動を広めることで、要配慮者を把握し、災害時等に支援できる体制を築くとともに、関係機関と連携し、市民への防災・防犯への意識啓発や避難場所の周知、地域における自主防災・防犯組織の充実を図ります。

また、地域の高齢者や障害のある人など、自力で避難ができない人や移動に支援を要する人については、要支援者の必要な情報を集めた「避難行動要支援者名簿」を有効に活用することにより、行政や関係機関、地域との協働による支援体制づくりに努めます。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染予防に向けて、感染防止対策の徹底や新しい生活様式の実践など感染拡大防止に向けた行動変容を促進します。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇隣近所に住む人に関心を持ち、支援を必要としている人はいないか、どのような支援が必要かを把握しましょう。
- ◇日頃の近所付き合いを通して、災害時や緊急時に地域で助け合いができる関係をつくりましょう。
- ◇子どもの見守りや防犯パトロール、自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。
- ◇家庭で非常用品の準備、避難場所や避難経路の確認など防災意識の向上に努め、災害に備えるため、地域の防災訓練に参加しましょう。
- ◇手洗い・うがいなど、一人ひとりができる感染予防対策を行いましょう。
- ◇警察、学校、PTA、民生委員・児童委員等が連携して、子どもの見守りや防犯パトロール等の住民の参加を促しながら防犯活動に取り組みましょう。
- ◇自主防災組織をつくり、自主防災訓練を実施するとともに、市民に参加を呼びかけましょう。
- ◇災害時に自力での避難が困難な人の情報を地域で共有し、地域全体で災害時に対応できる体制をつくりましょう。
- ◇地域福祉活動を行う際には、感染予防対策をしましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	災害ボランティアコーディネーターの養成	健康福祉政策課
2	避難行動要支援者支援事業	健康福祉政策課
3	各種ハザードマップの周知・広報	危機管理課
4	市民総合防災訓練の実施	防災対策課
5	避難支援マップの作成支援	防災対策課
6	災害対策本部組織部別訓練の実施	危機管理課

20 健康づくり・生きがい活動等の促進

市民が自主的・継続的に健康維持・増進に取り組むことができるよう、健康教室や講座の開催等の健康づくりの意識啓発や生きがい活動の機会の提供等を推進します。

また、心の不調の早期発見、早期対応などを図るため、市や医療等関係機関の相談支援体制の充実や、家族や地域福祉活動団体など身近な支援者の育成、支援を行うためのメンタルヘルス対策を推進します。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇日頃からの運動や食生活の見直しを行い、健康管理に努めましょう。
- ◇定期的に健康診断を受診し、生活習慣病予防に努めましょう。
- ◇マスク着用や手洗い、手指消毒の徹底など、感染症の拡大防止に努めましょう。
- ◇自分の経験や特技を活かせる機会に参加し、生きがいや趣味を見つけましょう。
- ◇地域福祉活動団体等の情報を発信し、活動のきっかけづくりをしましょう。
- ◇世代を超えて地域ぐるみで互いに励まし合い、健康づくりに取り組みましょう。
- ◇地域の施設等を活用し、各種講座・教室や健康イベントを企画しましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	若い世代の健康相談事業	健康長寿課
2	健康寿命延伸啓発事業	健康長寿課
3	重症化予防事業	健康長寿課
4	特定健康診査事業	保険年金課
5	特定保健指導事業	保険年金課
6	老人クラブ活動費補助	高齢介護課
7	市民スポ・レクフェスティバル開催	文化スポーツ振興課

21 再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進(徳島市再犯防止推進計画)

「再犯防止推進法」及び国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて、罪を犯した人や非行のある人が再び過ちを犯すことのないように、社会から孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れて地域社会に復帰できるよう、保護司や相談支援機関、地域福祉活動団体などが連携した自立更生の促進や、市民理解についての広報・啓発活動を推進します。

また、自立に向けた相談、就労や住居、保健医療・福祉サービス、生活困窮等への支援を適切に提供し、地域での安定した生活の実現に向けて検討を進めます。

<みんなでやってみましょう！>

- ◇保護司の役割など、更生保護への理解を深めましょう。
- ◇行政の施策や関係機関の取組について、支援を必要としている人に伝えましょう。
- ◇日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域福祉活動の中で、保護司会や更生保護女性会、BBS会などに気軽に相談できる機会をつくりましょう。
- ◇犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動(強調月間7月)」へ積極的に参加しましょう。

<主な取組・事業一覧>

No.	取組内容(事業名)	担当部署
1	更生保護協会、更生保護女性会事業費の助成	健康福祉政策課
2	防犯灯電灯料金の助成	市民生活課
3	空き家に関する相談窓口	住宅課、建築指導課

第3期徳島市地域福祉計画についてのお問合せ

徳島市 健康福祉部 健康福祉政策課
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
TEL 088-621-5175 FAX 088-655-6560
<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/>
